

令和6年1月10日	
資料提供	
担当課	福祉保健総務課
担当者	福原、土谷
電話	073-441-2472

令和6年能登半島地震災害義援金の受付に係る 受入口座の開設等について

1月4日付で資料提供いたしました「令和6年能登半島地震災害義援金」の受付について、義援金箱の設置期間を下記のとおりとし、また、受入口座を開設しましたのでお知らせします。

記

1 義援金箱の設置について

- ・ 和歌山県庁（サービスステーション、福祉保健総務課）
- ・ 各振興局総務県民課（県内7か所）

○ 設置期間：令和6年1月4日から令和6年3月25日まで

※ 受付時間は平日午前9時から午後5時（祝日は除く。）

2 義援金受入口座の開設について

(1) 受付期間

金融機関	受付期間	手数料無料期間
紀陽銀行県庁支店	令和6年1月10日～ 令和6年3月31日	令和6年1月11日～ 令和6年3月31日
きのくに信用金庫本店営業部	令和6年1月10日～ 令和6年3月29日	令和6年1月10日～ 令和6年3月29日
和歌山県信用農業協同組合連合会本所		令和6年1月12日～ 令和6年3月29日

(2) 義援金受入口座

金融機関	口座番号	振込先
紀陽銀行県庁支店	(普) 417793	れいわろくねん の とほんとうじしんさいがい 令和6年能登半島地震災害 ぎえんきん 義援金
きのくに信用金庫本店営業部	(普) 2685946	
和歌山県信用農業協同組合連合会本所	(普) 0009213	

3 手数料

(1) 紀陽銀行本店及び支店の窓口並びにATMから同行口座へ振り込む場合は、手数料が無料となる。

なお、ATMによる振込については、同行カード又は現金による振込の場合のみ手数料無料。

- (2) きのくに信用金庫本店及び支店の窓口から振り込む場合は、手数料が無料となる。ただし、A T Mによる振込は手数料が必要。
- (3) 和歌山県信用農業協同組合連合会本所並びに和歌山県内の農業協同組合の本店（本所）及び支店（支所）の窓口から振り込む場合は、手数料が無料となる。ただし、A T Mによる振込は手数料が必要。

4 留意事項

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当する。

なお、税の軽減を受けるためには、義援金の領収書の添付など所定の手続きが必要となる。

5 義援金の取扱い

集まった義援金については、全額被災自治体に設置される配分委員会へ送金します。